

①ー5 確認制度について

(1) 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員(第31条・第43条)

○ 新制度後の認可を受けた教育・保育施設(第31条)、地域型保育事業者(第43条)は、施設型給付等を受けるにあたっては、市町村に確認の申請を行う必要がある。

→既存施設はみなし規定の経過措置あり(附則第7条)

○ 市町村では、各施設・事業の類型に従い市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、給付(委託)を行う。

→認定区分(第19条) 1号認定:教育標準時間認定

2号認定:満3歳以上・保育認定

3号認定:満3歳未満・保育認定

→利用定員(第31条第2項、第43条第3項)

・定めようとするときは子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

・あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。(特定教育・保育施設)

(2) 確認制度における運営基準について

子ども子育て会議及び基準検討部会において検討中。

(検討内容抜粋)

- ・利用定員の設定に関する考え方 (子ども・子育て会議)
- ・給付対象施設・事業として求められる運営基準(基準検討部会)
- ・適正な給付の実施、コンプライアンス体制等業務管理体制(基準検討部会)
- ・給付対象施設・事業としての情報公表(子ども・子育て会議)

○ 教育・保育施設、地域型保育事業は、

①学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと

②子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準(運営基準)を満たすことが求められる。

→運営基準は国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する。

- ・従うべき基準 利用定員、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの。
- ・参酌すべき基準 従うべき基準以外の事項

(3) 事業実施までの想定スケジュール

基準政省令の発出(平成26年3月頃?)



基準条例(案)の作成



パブリックコメントの実施→必要に応じ修正



条例(案)市議会上程 公布(平成26年度中)

※事業開始が平成27年4月1日の場合は条例制定作業と並行して準備行為として確認を審査。

※子ども・子育て会議基準検討部会(第6回)資料を添付しました。